

鳥取県米国高関税業種対策 緊急支援補助金

【募集要領】

募集期間について
令和7年6月24日（火） ～同年9月30日（火）
申請先について
本事業については、郵送又はメールにより以下に申請してください。 （郵送の場合） 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課 （メールの場合） kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp
その他の注意事項
・ 本事業の募集は予算の範囲内で行います。予算を超えた場合、募集を終了しますので予めご承知ください。 ・ また、本事業に係る補助金は、審査の上で交付決定されます。交付申請した事業計画について必ずしも補助金が交付されるわけではありませんので、重ねてご承知ください。

令和7年6月
鳥取県商工労働部企業支援課

1 事業の目的・概要

本補助金は、米国の高関税政策に大きく影響を受けることが懸念される県内事業者等の早期対策を支援し、将来の高関税政策の影響を回避・軽減するとともに、県内事業者等の事業拡大や競争力強化を図ることを目的としています。

2 補助対象者

本補助金の対象者は、以下の要件を全て満たす者です。

(1) 次のいずれにも該当する者であること

ア 直近の決算期における米国高関税影響業種に属する事業の売上高（米国への輸出取引に伴う売上高以外のものを含む。）の事業者全体の売上高に占める割合が2分の1を超える事業者であること。

イ 米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）している事業者であること。

ウ 鳥取県内に主要な事業所を有する事業者であること。

(2) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 補助金の交付申請日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

エ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

■米国高関税影響業種について

本補助金の対象となる米国高関税影響業種とは、令和7年1月〇日以降の米国の相互関税措置、追加関税措置その他の措置により大きな影響を受ける可能性がある以下の業種を言います。

なお、今後の米国との関税交渉に応じて業種の追加等の可能性があります。追加等された場合、鳥取県商工労働部企業支援課ホームページで適宜お知らせします。

【令和7年6月24日時点の米国高関税影響業種】

(1) 鉄鋼・アルミ及び派生品を生産する業種

例 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業 等

(2) 自動車及び自動車部品を生産する業種

例 金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業 等

■補助事業者の要件

・米国高関税影響業種に属する事業の売上高が全体売上の2分の1超であること

米国高関税影響業種に属する事業の売上高とは、鉄鋼・アルミ及び派生品、自動車及び自動車部品にかかる売上高をいい、米国への輸出を伴わない製品等も含まれます。

本補助金では、直近の決算期における事業者全体の売上高に占める米国高関税影響業種に属する事業の売上高の割合が2分の1を超えることをもって、米国の高関税政策に大きく影響を受けることが懸念される県内事業者等であるとしています。

・米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出していること

本補助金では、米国高関税影響業種の製品等が、サプライヤーや商社を通じて間接的に米国に輸出されていると類推される場合（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）も含めて、米国への輸出の有無を確認します。

間接的に米国に輸出している場合、上位サプライヤーや申請者の取引先の販売先等の商流、自動車メーカーから連なるサプライチェーン、商品の規格（車種等）や上位サプライヤーから提供される図面の内容等により、製品等が米国に輸出されていることを具体的に説明（証明）してください。

・鳥取県内に主要な事業所を有する事業者

主要な事業所とは、本店、研究開発機関、事業部あるいは工場等であって、他の事業所と比べて、売上高（生産量）や従業員が相対的に多いと認められる事業所をいいます。

このため、県内に本社に置く事業者以外も対象者となり得ます。

3 補助対象事業の概要

（1）補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、米国の高関税政策により生じる受注減、取引先からのコスト削減要求等の影響に対応する又は備えるために取り組む生産性向上、研究開発、販路開拓等の取組です。

（2）事業期間

交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

（3）補助金額

ア 補助率 1／2

イ 補助金上限額 5,000千円

（4）補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは原則補助対象となりませんのでご注意ください。

また、補助対象経費は、事業計画の達成に真に必要なものに限ります。（計画外の取り組みにも活用できる汎用的なものは補助対象となりません。）

費目	内容
建物費（建物附属設備及び構築物含む。）	・補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費 ・補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費
機械装置費	・補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ・上記に付随して行う機械装置の改良、据付け又は運搬に要する経費
システム導入費	・補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用（クラウドサービス利用料を含む。）に要する経費
技術導入費	・補助事業の実施のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	・補助事業の実施のために必要な専門家に支払われる経費
外注費	・補助事業の実施のために必要な加工、設計、デザイン、検査、調査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
直接人件費	・補助事業で行う開発に当たって必要な従業員の補助事業に従事する時間に応じた人件費
知的財産権等取得関連経費	・補助事業の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
原材料費	・補助事業で行う試作品の開発等に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
広告宣伝・販売促進費	・補助事業の実施に係る広告（パンフレット、動画、写真、サイト等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、営業代行利用等に係る経費
その他	・上記のほか本事業の実施に必要と認められる経費

※ 汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）は原則として補助対象外です。

※貸出しの用途に供するものは補助対象外です。

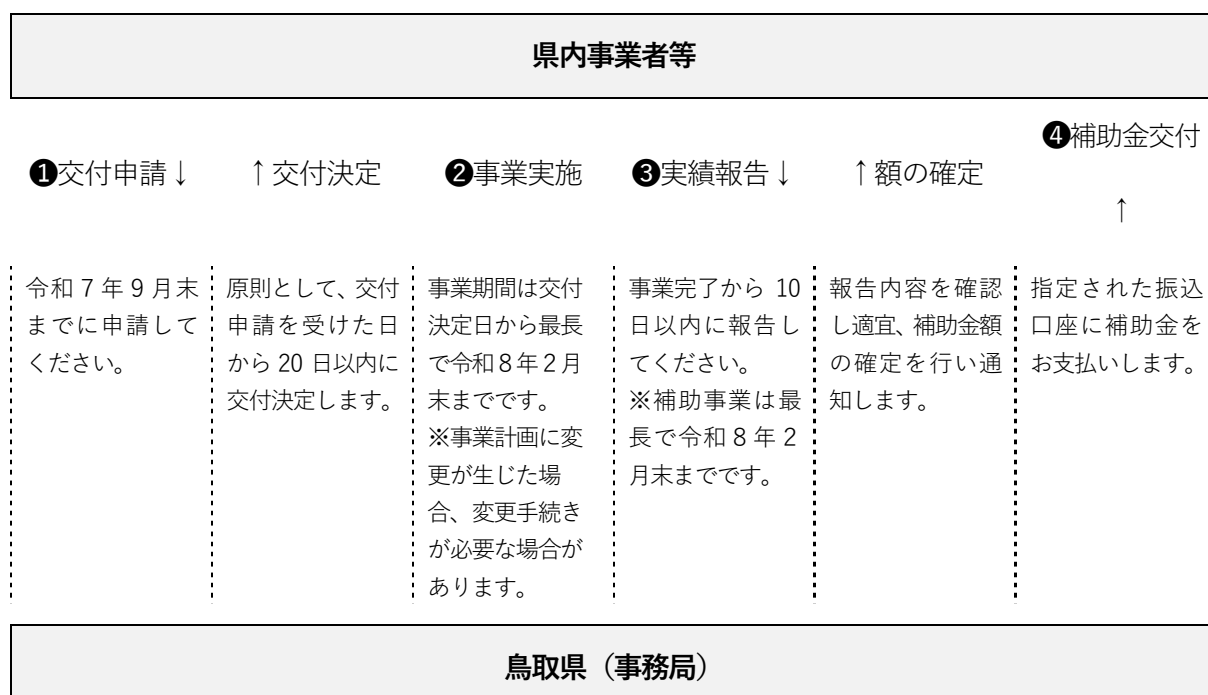
※取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の建物費、機械、システム、サービス等については、原則として相見積もりを行ってください。

■補助事業に関する注意事項

- ・補助対象経費は、補助事業期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。(値引に当たる振込手数料相当額も同様です。)
- ・他の取引との相殺払による支払、事業期間内に完了しない手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング(債権譲渡)、暗号資産・クーポン・ポイント・金券・商品券等による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないでください。
- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。なお、委託費・工事費に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託・発注する必要がある場合は、事前に鳥取県に協議し承認を得る必要があります。鳥取県の承認を得ないで県外事業者へ委託・発注した場合は、補助対象経費として認められません。
- ・補助金は原則精算払いとなります。ただし、補助事業者が希望する場合、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、鳥取県にご確認ください。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・補助対象経費について、本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

4 補助事業の流れ



5 申請手続き

(1) 募集期間

令和7年6月24日（火） ～同年9月30日（火）

(2) 申請方法

本事業については、郵送又はメールにより以下に申請してください。

（郵送の場合）

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課

（メールの場合）

kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

(3) 申請書類等

申請書類は以下からダウンロード等することができます。

なお、申請書の作成等に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

申請様式	県企業支援課のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoushien/) から入手してください。
提出方法	必要書類を作成し、企業支援課に郵送又はメールにより申請 【申請先および問合せ先】 鳥取県商工労働部企業支援課 住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 電話：0857-26-7243 ファクシミリ：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp
応募に必要な書類	各1部 ア 補助金交付申請書 イ 補助事業計画書（様式第1号） ウ 補助事業収支予算書（様式第2号） <u><添付書類></u> エ 申請者の概要がわかる資料等（パンフレット等でも可。） オ 鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等） カ 直近1期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。） キ 直近の決算期における事業者全体の売上高に占める米国高関税影響業種に属する事業の売上高の割合が2分の1を超えることがわかる書類 ク 米国へ輸出取引している製品等がわかる書類 ケ 実施内容がわかる書類（計画資料、カタログ及び図面等） コ 実施内容にかかる経費の積算がわかる書類（見積書等。なお、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の建物費、機械、システム、サービス等については、原則として相見積もりを行うこと。）